

第一次募集要項等に関する質問回答書

< 第一次募集要項 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答	
1	1	第2	3	(2)		敷地測量図、敷地の制約条件等は第二次募集要項で提示されると考えてよろしいでしょうか？	敷地測量図、敷地の制約条件等は第二次募集要項等において提示する。
2	2	第2	3	(3)	(イ)	施設整備業務の(i)～(x)の項目と募集要項添付資料2業務範囲一覧表の項目～では項目数・名称が対応していませんが施設整備業務の(iv)付帯設備とは何を指すのでしょうか。業務範囲一覧表 備品等選定・調達・設置業務にある付帯設備1-4-2(ブラインド等)を指すのでしょうか。	(iv)でいう付帯設備とは電気設備、機械設備、衛生設備等指しその設置工事及び関連業務は、添付資料2「業務範囲一覧表」では(1)の「建設工業務」に含まれる。また、同業務範囲一覧表(1) 備品等選定・調達・設置業務の「付帯設備」は、「付帯備品」の誤りであり、同業務は第一次募集要項第2、3.(3)(イ)()「備品等の調達・設置業務」に含まれるものとする。
3	2	第2	3	(3)	(イ)	(イ)大使館事務所施設整備業務の内、(iv)付帯設備の設置工事及びその関連業務に該当するものの詳細が添付資料2「業務範囲一覧表」の中から漏れているのではないかと考えられますが、お示しいただけますでしょうか。	
4	3	第2	3	(4)	()	所有権の移転とは「竣工後、所要の手続きを経た後に移転」とありますが、「所要の手続き」とはどのような手続きでしょうか？	所要の手続きとは、第一次募集要項第5、2.(5)(ハ)「工事完成・施設引渡し時」(23頁)に記載した事項を指すものであり、その具体的内容については第二次募集要項等において提示する。右手続きに要する期間は第二次募集要項等において定められた水準が確認できるまでとなるので、現時点では明示的に期間を示すことはできない。
5	3	第2	3	(4)	()	所有権移転時期が「竣工後、所要の手続きを経た後に移転」となっていますが、所要の手続きの具体的な内容(施設引渡に際して、エジプト特有の手続きは存在するのでしょうか)及びそれに要すると想定される期間をご教示ください。	
6	3	第2	3	(4)	()	維持管理期間は所有権移転後から始まることになっていますが、所有権移転後、入居前の期間における維持管理業務は発生するのでしょうか？発生するとすればどのような内容のものでしょうか？	在エジプト日本国大使館の入居に先だて必要となる維持管理業務が発生する。具体的な要求水準については、第二次募集要項等において提示する。
7	4	第3	1	(1)	(ロ)	出資者中最大比率となる企業が複数いる場合でも構わないでしょうか。	応募企業又は応募グループの代表企業の出資比率は、単独で最大とする必要がある。
8	4	第3	1	(2)		但し書きで、「第二次審査に必要な書類の提出時」以降にこれらの要件を満たさなくなった者(中略)この決定を取り消すこととなりますが、この取消し期限はいつまででしょうか？	要件を満たさなくなった者について、優先交渉権者又は次点交渉権者の決定を取消す期限は、基本協定締結前までとする。
9	4	第3	1	(2)	(イ)	エジプトにおける同等の要件を満たしていることに関する誓約書につきまして、定められた書式はありますか？ありましたらお示しください。	様式集にある様式3(6頁)を提出することとする。
10	5	第3	1	(2)	(ニ)	応募グループは、構成員として、以下の()～()の各々の要件を満たす者を必ず含むものとすると思いますが、「設計」、「監理」、「保全」、「入構管理」を行うものも構成員とする必要がありますでしょうか？	()の要件については、応募企業の場合は応募企業、応募グループの場合は構成員の内の一者が、1)～5)の能力の内、1つ以上の能力を有していれば満たされる。例えば、応募グループの構成員の内の一者が「設計」の能力を有していれば、()の要件は満たされることとなる。なお、その際、他の4つの能力(「監理」、「建設」、「保全」、「入構管理」)については、第一次募集要項第3、1.(2)(二)(5頁27～30行目)に記載されているとおり、同グループの構成員又は協力企業のいずれかによって満たされる必要がある。
11	5	第3	1	(2)	(ニ)	応募グループにおいては、構成員だけで(ii)1)～5)の全ての要件を満たさなければならないのでしょうか。あるいは、協力企業が要件を満たしているものについては、構成員としては当該要件を満たさなくて良いものと判断できるのでしょうか。	
12	6	第3	1	(2)	(ニ)	(ii)の要件のうち、1)～5)を担当する者は、全て構成員となる必要があるのでしょうか。あるいは協力企業でもよいのでしょうか？	
13	6～12	第3	1	(2)	(ニ)	() 「設計」、「監理」、「建設」、「保全」、「入構管理」それぞれの能力として求められている一般(指名)競争入札参加資格の等級格付けにおいて、エジプトにおける同等の要件とはそれぞれ何を指しているのでしょうか？具体的にご教示ください。	同等の要件とは、各々の業務についてエジプト国政府機関から受注ができる資格又は能力を有することを指している。
14	7	第3	1	(2)	(ニ)	() 同種業務の項目で、「基本設計、実施設計に携わったもの」とありますが、新築だけでなく、改修工事も含まれると考えてよろしいでしょうか。	改修工事は含まれないものとする。
15	7	第3	1	(2)	(ニ)	() a)建物用途で、「在外公館又は類似施設。なお類似施設とは事務所」とありますが、「事務所」とはいわゆる一般の事務所ビルのことと考えてよろしいでしょうか。	類似施設としての「事務所」とは、官公庁事務所や民間の一般の事務所ビルと考えて差し支えない。
16	7	第3	1	(2)	(ニ)	() 同種業務の項目で、「完成、引渡しが完了したもの」とありますが、実施設計が終了して設計図書(引渡しが完了したもの)を含むと考えてよろしいでしょうか。	「完成・引渡しが完了したもの」とは、建物の竣工・引渡しが完了したものとす。実施設計が終了し、設計図書の引渡しが完了したものは含まない。

< 第一次募集要項 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答	
17	7	第3	1	(2)	(一)	での要件でア、イ、ウの分野に関する同種業務の実績としてa建物用途は「在外公館又は類似施設」とあります。同種業務の実績として在外公館を挙げる場合も他条件(例えばc建物規模延べ面積8,000平米以上)を満たさなければならぬと解釈すべきでしょうか。	ご理解の通りである。
18	9	第3	1	(2)	(一)	募集要項では「建築物の高さ 20m以上」、様式集(様式18)では「建築物の高さ 20mを越えること」と起算点が異なりますが、様式集に準じることでよろしいでしょうか？	様式集の様式18等の「建築物の高さ 20mを越えること」は「建築物の高さ 20m以上」の誤りである。
19	11	第3	1	(2)	(一)	保全の能力を有する者の資格についてですが、11ページ4)の乃至は、一つの企業が満たすべき条件なのか、あるいは複数の企業が満たせばよい条件なのか、いずれでしょうか。それとも、と、はいずれかを満たせば宜しいのでしょうか。つまり、例えば建築物保守管理業務を行う場合、の格付けとの実績とを同時に持つ企業であることが条件なのか、或いはの格付けを持つ企業と、の実績を持つ企業を組み合わせれば良いのかいずれでしょうか。それともか、かいずれかを満たせば、資格要件は満たされるのでしょうか。	保全の能力を有する者にかかる～の要件又はエジプトにおける同等の要件については、単独または複数の者により～の要件を全て満たされる必要がある。また、の要件については～の要件を満たすために参加する者の全てが満たす必要がある。
20	11	第3	1	(2)	(一)	本項にある応募要件を満たす具体的会社名をご開示願えないでしょうか？または、の条件にある「エジプト及び近隣諸国における」の文言を削除していただけないでしょうか？	「エジプト及び近隣諸国における」は「エジプト又は近隣諸国における」の誤りである。
21	11	第3	1	(2)	(一)	入構管理の能力を有する者の資格についてですが、11ページ5)の「エジプトにおける同等の要件を満たすもの」とありますが、エジプトの近隣国で同等の要件を満たすものでも可でしょうか。同ページ4)の、では近隣国も可となっておりますが、5)については如何でしょうか。	第3 1.(2)(一)(5)においては、エジプトにおける同等の要件を満たすものとする。 の「国の施設」とは、日本国又はエジプトに所在する日本、エジプト又は第三国の政府機関施設(在外公館を含む)を意味する。また、入構管理業務を行う者は単独で、を同時に満たすものとする。
22	11	第3	1	(2)	(一)	入構管理の能力を有する者の資格についてですが、11ページ5)の、は一つの企業が条件を満たす必要があるでしょうか。	
23	12	第3	1	(2)	(一)	国の施設とありますが、国とは外務省の施設のみを意味する(2P(3)にて外務省を国と定義)のでしょうか。	
24	12	第3	1	(2)	(一)	国の施設とは外務省殿の所有する施設に限られるのでしょうか？	
25	12	第3	1	(2)	(一)	3期とは直近の3期と理解してよろしいでしょうか？またその場合、決算確定済みの3期という理解でよろしいでしょうか(3月決算企業の場合、04年3月期は未確定のため、01、02、03年3月期が該当分よろしいでしょうか？)。	3期とは、法定監査終了後の直近の3期である。
26	14	第3	3	(4)		第一次募集要項等の質問回答時期が平成16年5月21日(金)頃の公表となり、第一次提案書等の受付時期が平成16年5月31日(月)～6月1日(火)と、質問回答をいただけてから提案書提出までの期間が短いため、より早くご回答をいただけるようご対応願えないでしょうか。	別添資料2「在エジプト日本国大使館新事務所整備等事業 第一次審査 様式集」のに記載の3.～41.の各書類のうち、3.(様式3)、5.(様式5)、38.(様式31)～41.(様式34)を除く書類は平成16年6月9日(水)～6月10日(木)10時～12時 13時30分～17時に提出することを認める。
27	16	第3	3	(6)		国が第二次募集要項交付の候補者を選定した場合、その候補者等について公表するのでしょうか？公表する場合、提案内容については公表するのでしょうか？	第一次審査応募者名、第二次募集要項等交付の候補者名、第二次審査結果、その選定理由の概要については国と選定事業者との事業契約締結後公表する。但し、応募者から提示された提案内容についてはそのまま公表する予定はない。
28	17	第3	3	(13)		エジプトに選定事業者の支店を設立した後に事業契約を締結するという理解でよろしいでしょうか。	エジプト支店の設立は、事業契約締結後でも差し支えないが、事業遂行に支障が生じないよう、可及的速やかに行うこととする。
29	17～18	第3	3	(13)		選定事業者のエジプト支店を設立する時期については、「速やかに」とのことですが、事業契約の締結時期とエジプト支店設立に関して関連性はありますか？すなわち、エジプト支店の設立が完了しなければ、事業契約の締結は行われないものとの理解でよろしいでしょうか？	
30	19	第5	1	(1)	(1)	建設期間として平成17年4月から2年程度(3年を超えない範囲)とありますが、提案上のスケジュールの定めとしては、いつまでに施設を完成する(あるいは施設を引き渡す)とすればよいのでしょうか？	施設の竣工時期は平成17年4月から2年程度(3年を超えない範囲)以内で応募者からの提案を定めることとする。所要の手続きは、建設工事期間に含まないが、竣工後、第一次募集要項第5.2.(5)(ハ)「工事完成・施設引渡し時」に記載した所要の手続きを経て、施設引渡しが行われることとする。
31	19	第5	1	(1)	(1)	ここで言及されている「所要の手続き」は同上(イ)の建設工事期間には含まれないと解釈してもよろしいでしょうか？	

< 第一次募集要項 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答		
32	20	第5	1	(2)	(イ)	事前に国の承諾がなければ債権を譲渡することが出来ないがありますが、当該(国による)同意は合理的な理由なく留保されないと理解して宜しいでしょうか。(プロジェクトファイナンス組成上のセキュリティとして必須の条件となります)	選定事業者による債権への質権設定、担保への提供について国が留保する際には、理由を付して留保する。詳細については、第二次募集要項等において提示する。	
33	20	第5	1	(2)	(ロ)	債権へ質権を設定する場合及び担保提供する場合に必要な事前の国の承諾は、合理的な理由なく留保されないものと理解してよろしいでしょうか。		
34	20	第5	2	(1)		サービス対価のうち、修繕費については実費精算でしょうか。	修繕費は実費精算ではなく、あらかじめ修繕計画を立案し、サービス対価に含めて提案を求めることを想定している。	
35	20	第5	2	(1)		サービス対価の中に消費税についての記載がございませんが、SPCから外務省殿へのサービスの提供は消費税上の課税取引(売上)に該当するのでしょうか。もし該当する場合、外務省殿が最終サービスの購入者であることに鑑み費用負担者となるとの理解で宜しいでしょうか。	消費税法に基づくものとする。本事業にかかるサービス対価が消費税の課税対象となる場合には、サービス対価に含めるものとする。	
36	20	第5	2	(2)	(イ)	()	(但し、書き以降の部分で、「大使館事務所の使用開始時期により」と使用開始時期が不確定であると、割賦元利金の返済スケジュールが確定しませんのでプロファイの調達が困難になります。落札者決定後に変更ありうべしとの条件付結構ですので、二次募集要項までに使用開始日=引渡日を暫定的にご決定願います。	大使館事務所の使用開始時期については、建物引渡し後、通信対策工事等国が独自に行う工事を行った上で、遅延なく入居、使用を開始する予定である。なお、建物引渡しの時期については、平成17年4月から2年程度(3年を超えない範囲)以内で施設を竣工させ、竣工後、第一次募集要項第5、2、(5)(ハ)に記載した所要の手続きを経て、施設引渡しが行われることとして、応募者からの提案を求める。
37	20	第5	2	(2)	(イ)	()	年2回の支払い月をご明示願います。	サービス対価の支払月は、毎年4月及び10月とすることを想定しており、入居後初回支払日まで6ヶ月を超過することはないと考えている。第1回目の支払時期及び総支払回数は応募者の提案により定まることとなる。サービス対価の支払いに関する考え方は第二次募集要項等において提示する。
38	20	第5	2	(2)	(イ)	()	施設費等の支払の方法・タイミングは以下のいずれと考えると宜しいでしょうか。 施設完工・引渡日を基準として半年毎に各回の対価の支払が行われる。(初回の支払日は引渡日から6ヶ月後) 施設完工・引渡日に係らず初回支払日は別途定められた日(例えば9月末、3月末)に支払われる。 又、上記の場合、初回の支払日までの期間が6ヶ月を超過する部分(もしあれば)の経過金利は、初回支払日に精算頂く方法と、割賦元本(施設費)に元化する方法及びありますがどちらをお考えでしょうか。	
39	20	第5	2	(2)	(イ)	()	年2回、計36回のサービス対価の支払がなされるとありますが、何月と何月に支払が行われるのでしょうか?また、施設費の支払回数に変更となるのは、大使館事務所の使用開始時期が具体的にいつ以降になった場合でしょうか?	
40	21	第5	2	(3)	(イ)	()	当初10年間及び次回8年間の割賦金利の基準金利決定日はいつでしょうか。	初回の基準金利決定日は施設の着工日を想定しているが、第二次募集要項等において提示する。
41	21	第5	2	(3)	(イ)	()	割賦金利における「基準金利の決定日」をご明示願います。	
42	21	第5	2	(3)	(イ)	()	初回の基準金利決定日は施設完工・引渡日の2営業日前との理解で宜しいでしょうか。	
43	21~22	第5	2	(3)	(イ)	()	初年度の基準金利確定時期(日)と、施設引渡完了後から11年目以降に適用される改定基準金利の確定時期(日)をお示しください。	
44	22	第5	2	(3)	(ロ)	()	物価変動に基づく改定の対象は、選定事業者が現地賃にて支払うと想定される部分に限定されていますが、SPCの本社所在地は国内であり、当該SPCに係る運営経費等について、日本国内の消費者物価指数(CPI)等による物価変動に基づく改定措置を追加いただけないでしょうか。	日本国内の物価変動に基づく改定は想定していない。
45	22	第5	2	(3)	(ロ)	()	22ページ(ロ)の()で、「改定指標が一定の条件を満たす場合に」とありますが、一定の条件はいつの時点で示されることになるでしょうか。	第二次募集要項等において提示する。
46	22	第5	2	(3)	(ロ)	()	改定指標が満たす「一定の条件」の内容につきまして、具体的にご教示ください。	

< 第一次募集要項 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答		
47	22	第5	2	(3)	(D)	()	対象部分の支払額の改定は翌々年度の4月1日以降の対象部分の支払いに反映させるとのことですが、翌年度の4月1日以降にしていたくないでしょうか。	8月末の政府予算概算要求の時点で入手できるIFSの最新データは、同年1月頃のものとなるため、予算が成立し、新会計年度において支払額が改定される際に用いられるデータは1年3ヶ月前のデータとならざるを得ない。
48	22	第5	2	(3)	(D)	()	改定時期が翌々年度の4月1日以降の対象部分の支払いに反映させるとありますが、評価時点と同年度又はせめて翌年度と反映時期の変更をご検討願います。タイムラグが長過ぎると考えます。出来るだけ実態に則した物価・為替変動改定方法をご検討願います。	
49	22	第5	2	(3)	(D)	()	物価変動リスクを選定事業者には負わせないためには、物価変動に応じて支払額の改定も速やかに行う必要があるものと存じますが、翌々年度にならなければ反映されない合理的理由をご教示ください。	
50	22	第5	2	(3)	(D)	()	「International Financial Statistics」(IMF)における毎年12月から2月の数値を基礎としたLE/JPYの為替レートに基づいて翌々年度にサービス対価支払額の調整が行われるとあります。一方、実施方針におけるリスク分担表からは為替変動のリスクは外務省殿が主負担者となるとの精神が読み取れますが、サービス対価の調整の時期は翌々年度ではなく、当該年度内又は遅くとも翌年度に調整頂くことは可能でしょうか。 実際に事業者が下請企業等に対してLEを支払う時期(例えば各月末)における為替レートの平均レートを基準として御採用頂くことは可能でしょうか。	
51	22	第5	2	(3)	(D)	()	物価の改定指標は、IFSにおけるエジプトの毎年1月の消費者物価指数の数値となっていますが、1年分の改定に1ヶ月の数値を基礎としている理由及び当該数値はいつ判明するのかにつきご教示願います。	サービス対価への物価変動の反映は、為替変動とあわせて、基本的に前年度(日本の会計年度)の1月と当該年度の同月との比較を行い、この差をもとに改定の有無、改定額を決定する。従来、IFSは、エジプトの毎年1月平均の消費者物価指数を、翌年度(日本の会計年度)の6月頃公表している。
52	22	第5	2	(3)	(D)	()	為替の改定指標は、IFSにおける毎年12～2月の数値を基礎としたLE/JPYとなっていますが、1年分の改定に3ヶ月の数値を基礎としている理由及び当該数値はいつ判明するのかにつきご教示願います。	サービス対価への為替変動の反映は、物価変動とあわせて、基本的に前年度の12～2月の3カ月の平均値と当該年度(日本の会計年度)の同月における平均値との比較を行い、この差をもとに改定の有無、改定額を決定する。改定の基礎を3カ月の平均としたのは、為替変動が物価変動より上下が激しいからである。従来、IFSは、毎年1月末のLE/JPYレートを当該年度(日本の会計年度)の3月頃公表している。

< 第一次募集要項 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答		
53	22	第5	2	(4)	(1)	モニタリングの結果によっては、施設費も減額されるということですが、これはプロジェクトファイナンスの組成上、大きな問題となります。維持管理のモニタリングによる減額は、最近の他の事例同様、維持管理費の範囲内で行われるような仕組にご再考願えませんかでしょうか。	維持管理費等を超える減額が生じた場合の施設費等の留保を行うことについては改めて検討の上、第二次募集要項等に提示する。	
54	22	第5	2	(4)	(1)	算定上の維持管理費の減額値が当期の維持管理を超える場合には、施設費等も支払留保の対象とするのは、一般的PFI事業に比べ、且つ事業場が海外であるという点に鑑み、事業者にとって厳しい条件であると考えますが、条件の見直しを検討いただけませんかでしょうか。		
55	22	第5	2	(4)	(1)	「1. 施設整備費等の割賦債権に係る対価」と「2. 維持管理業務等の対価」の支払いは切離すことをご検討願います。1の対価の減額並びに支払い留保は金利固定化(スワップ取引)の障害となりますので、1の対価については減額並びに留保の対象から除外することをご検討願います。		
56	22	第5	2	(4)	(1)	減額の対象となるサービス対価は原則として当期の維持管理費等とする旨、但し算定上の減額値が当期の維持管理費等を超過する場合は業務不履行の改善が確認出来るまでは当該期の施設費等について支払いを留保する旨、記載がありますが、 「留保」ということは、業務不履行が改善された場合は当初予定していた施設費等については全額支払われる(減額はされない)との理解で宜しいでしょうか。 「当期」の施設費等の支払を留保するのではなく、業務の履行状況に係らず施設費等は一旦スケジュール通りに支払った上で、次回以降の支払を留保される形式を採用頂くことは可能でしょうか。(本件では様々な関係当事者が介在することにより、業務水準の確認に多くの時間を要する可能性があります。当期の施設費等の支払を、当期の維持管理等の業務水準確認とリンク付けることにより「施設費等の支払のタイミングが確定出来ない」リスクが金融機関のスプレッドに付加されることで最終的に外務省殿の財政負担が増加することを懸念しております。)		
57	22	第5	2	(4)	(1)	減額措置に基づく算定上の減額値が、当期の維持管理費等を超えない限り、施設費等の支払留保は生じないとの理解でよろしいでしょうか？		
58	22	第5	2	(4)	(1)	施設費等については、支払い留保の可能性はあるものの、減額はなされないとの理解でよろしいでしょうか？		
59	22	第5	2	(4)		サービス対価を減額する際には、一方的に減額する旨の通知を受けるのではなく、国と選定事業者の間でその理由につき、確認・合意するような手順はありますでしょうか。	減額の理由についてはモニタリングの手順に従い、確認は行いが、合意を求めることは想定していない。サービス対価を減額する場合の具体的な手順は、第二次募集要項等において提示する。	
60	22～23	第5	2	(4)	(ロ)	()	「一定の判断のもと、対価の支払額を減額する」とありますが、一定の判断を下すプロセスにつき、具体的にご教示ください。	
61	24	第5	2	(7)		引渡し後、一定の事由が生じた場合には、国は、選定事業者に随時通知を行い、業務の内容又は範囲を変更し、サービス対価の見直しを求めることができるようになっていますが、入札時の業務内容・範囲が大幅に変更されることは選定事業者にとってリスクになるものと考えます。具体的にはどのようなケースを想定されているのでしょうか。	国際情勢等の変化により、在エジプト日本国大使館が担う役割が変更されるなどして、施設機能の変更が必要となることを想定している。具体的には、館員の大幅増減による間仕切りの変更、治安状況の変化によるセキュリティ機能の変化等が想定される。	
62	24	第5	2	(7)		サービス対価の見直しを惹起しうる「一定の事由」とは、具体的にどのような事由をイメージされているのでしょうか？		
63	24	第5	2	(7)		引渡し後、業務範囲の見直しをする場合、当然維持管理の対価も変動すると予想されますが、都度、PFI事業契約の再締結を実施するという理解で宜しいでしょうか。契約修正の手法をご教示下さい。	事業契約において、協議・変更手続きを定めることを予定している。	

< 第一次募集要項 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答	
64	25	第5	3	(1)	「なお、本事業にかかる関税及び輸入税については、免税となる見込みである。」と記載ございますが、課税対象となった場合は国が負担するという認識で宜しいでしょうか。	大使館が受取人となり、厳に大使館が排他的に使用するものについて、免税に関する所要の手続きを行った場合に、関税及び輸入税の免税の対象となります。免税に関する所要の手続きを行った場合においても免税とならなかった場合には、国が負担する。	
65	25	第5	3	(1)	本事業にかかる関税及び輸入税については免税となる見込みであるとのことですが、資機材の輸入に關してのInvoiceのConsigneeは在エジプト日本大使館となり、通常の在外公館による直接の資機材の輸入同様、免税措置が確保されると理解して宜しいでしょうか。 又、万が一、エジプト当局により課税がなされた場合は、当該追加費用(ファイナンス額増額に伴う金利・金融費用等の合理的な追加費用を含む)は外務省殿で御負担頂けるとの理解で宜しいでしょうか。		
66	25	第5	3	(1)	関税及び輸入税に関しては、免税となる見込みとありますが、免税とならなかった場合には国によりご負担いただけるとの理解でよろしいでしょうか。また、この免税措置については、在外公館による直接の資機材調達に限らず、選定事業者や業務の発注を受けた建設工事業者等においても適用されますでしょうか。		
67	25	第5	3	(1)	関税及び輸入税に限らず、エジプト国内で物品を購入する場合の消費税等国内税に関しましては免税の対象となるよう、国によるご協力をいただけないでしょうか。	エジプト国における消費税等国内税の扱いについては、大使館による税還付方式となっているため、免税の有無にかかわらず、事業者は納付する必要があります。当該税金分についてはサービス対価に含めるものとする。	
68	25	第5	6		履行保証保険の付保についてですが、日本では保険業法の縛りにより、日本に支店等を設けない企業は、日本国内の財物に対する保険付保が禁じられています。エジプトにも同様の規定が存在するようですが、エジプトの保険会社で付保するのは、保険会社から見た与信の問題があって簡単ではないこと 一般に海外の保険会社では、履行保証保険は(リスクが大きい)引き受けてくれないケースが多く、引き受けられたとしても保険料が著しく高い場合が多いこと 日本の保険会社だと、エジプトに支店等がない(2004年4月2日現在、弊社調べ)ため、そもそも付保ができないことなど、現時点では、履行保証保険の付保には困難な点が多く、問題があるかと存じます。この点について、貴省のお考えをお聞かせください。	本事業建設工事は海外で発生する為、履行保証保険の保険料が高くなることは認識しているが、建設工事の履行を確保することが公共事業において重要視されるため、契約保証金を免除する代わりに履行保証保険の付保を求めるものである。 また、履行保証保険の代わりに建設工事に相当する金額(設計費を含む)の100分10以上の金額について金融機関の保証で代用することについては検討し、第二次募集要項等において提示する。	
69	25	第5	6		履行保証保険の付保についてですが、保険の付保については困難が予想されます。保険に代わるものとして、銀行保証が考えられますが、それは可能でしょうか。また保証が可能である場合、日本の銀行が日本で発行する保証でも受け入れられるでしょうか。		
70	25	第5	6		維持管理期間中における事業契約上の違約金金額については、どのような基準で算定されるのかをご教示願います。	維持管理期間中における事業契約上の違約金に関する事項については、第二次募集要項等において提示する。	
71	26	第5	7	(1)	保険に関しては選定事業者(SPC)が加入するのではなく、実際に業務を行う企業が加入する形式でも宜しいでしょうか。	選定事業者が加入することを原則とする。	
72	26	第5	7	(1)	建設期間中の保険につきまして、被保険者等その他の条件を募集要項記載通りとすれば、選定事業者ではなく、請負業者が加入することとしてもよろしいでしょうか。		
73	26	第5	7	(2)	(1)	維持管理期間中の第三者賠償責任保険の対象として「本件施設の建設工事」とありますが、「本件施設」の誤りではないでしょうか？	ご理解の通りである。正誤表を参照されたい。
74	26	第5	7	(2)	(1)	維持管理業務開始日は具体的にいつを指すのでしょうか。建設期間中の保険の終期(工事完成引渡し日)と連続性が保たれますでしょうか。	維持管理業務開始日は、施設の所有権移転日を想定している。

< 第一次募集要項 >

頁 No.	大項目	中項目	小項目	細項目	質問事項	回答
75	27	第6	5	(1)	SPCの現地支店の設立・登記等関係上、契約書等の英語表記版が必要と考えます。事業契約書並びに要求水準書等に関しては、別途英訳版をご提示願います。	事業契約書及び業務要求水準書は邦文のみ提示する。SPCの現地支店の設立・登記等に関し、国は必要と認める場合には協力をを行う。
76	27	第6	5	(1)	SPCの現地支店の設立・登記等の必要性から、契約書等の英語版及びアラビア語版が必要になります。時間的制約もあり、事業契約書及び要求水準書等に関して別途参考英訳を御用意頂くことは可能でしょうか。	
77	27	第6	5	(1)	選定事業者のエジプト支店を設立・登記する場合、契約書等の英語版及びアラビア語版が必要になりますが、事業契約書及び要求水準書等に関して別途参考英訳を御用意頂くことは可能でしょうか。	